

第 4 0 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、手数料の廃止及び新設のため提出します。

## 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項を次のように改める。

17	削除		
----	----	--	--

別表第2の2保健衛生の部に次のように加える。

83	東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第17条の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いの届出に係る届出済票の交付（卸売市場内の営業を除く。）	ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料	3,000円	届出のとき。
		ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料	2,400円	再交付申請のとき。

### 付 則

この条例中別表第1の17の項の改正規定は平成24年7月9日から、別表第2の2保健衛生の部に83の項を加える改正規定は平成24年10月1日から施行する。